

〔論文〕  
元朝の第一次日本遠征への階梯と趙良弼の日本遣使

植松正

目次

はしがき

一 日本に対する出兵の言及

1 国書にみる「威圧的勧誘」その他

2 馬亨の戦略提言

3 高麗世子王諶の動向

4 耽羅との関係

二 趙良弼の日本遣使と元朝・高麗情勢

1 国信使趙良弼の警戒

2 趙良弼が組織した日本人使節団

3 趙良弼の日本滞在と元朝・高麗

むすび

## はしがき

モンゴル・元朝の日本への侵攻に先立って両国の間にはどのような外交交渉が展開されたか、筆者は歴史文献の整理を中心として考察してきた。ところが両国の接触と並行しながら、事態は至元十一年（元宗十五、文永十一、一二七四）、モンゴル・高麗連合軍の日本侵攻という戦争（第一次日本遠征・文永の役）に立ち至った。一般に戦争は外交交渉の破綻の結果であるが、歴史的に観察してみれば、残念ながら戦争は時に外交交渉を飛び越えた極致の姿として現出した。

本稿ではまず日本への侵攻実現に向けて元初以来どのような言説や動静が繰り広げられたかを振り返る。ついで趙良弼の比較的長い日本遣使の活動がどのように位置づけられるかをめぐり若干の考察を試みたい。

## 一 日本に対する出兵の言及

## 1 国書にみる「威圧的勧誘」その他

筆者はさきにモンゴル国の日本国宛国書三通を比較検討した。最初（至元三年（一二六六））と三番目（至元七年（一二七〇））の国書は世祖皇帝が日本国王に発した短いものであり、二番目（至元六年（一二六九））の国書はモンゴル国政府の宰相五名が日本国王に発したや、長いものであるが、これら初期の国書に共通する性格を日本国に対する「威圧的勧誘」として論じた。

皇帝名の国書中に存在する日本に対する「用兵」の語は、当時の朝廷と幕府に大きな衝撃・懸念を生じさせた。モン

ゴル国書の主旨は日本に対する「奉表遣使」への勧誘ないし要求であった。すなわち日本が自発的にモンゴル皇帝宛の返答の国書を携えた使節を遣わして来朝させることに主眼があった。そしてその要求が受け入れられない場合に不測の事態として「用兵」の可能性を示唆したのだった。筆者が「威圧的」と称した所以である。わりに近年再発見された二番目の国書においては、さすがにモンゴル国政府の首脳連名で発したものだけに、不測の事態について一歩踏み込んで具体的に「戦舸万艘もて徑ちに王城を圧せん」とあるが、文言の厳しさにも拘わらず、日本に対する「威圧的勧誘」である本質に変わりはないとみられる<sup>1)</sup>。

また至元五年（一二六八）、世祖と高麗の大臣李蔵用との会谈の際に、高麗が助勢すべき軍数について議論があった。四万人の軍を供出するよう要求されて、李蔵用はその軍数は到底無理だと応じた。すると世祖は高麗の永寧公王綽が自ら言った軍数であると咎め、軍を出す先が南宋あるいは日本に拘わらず出軍を要求した。ここに史料上唐突にも出兵の対象として日本が言及されていた。

日本を対象として「進取之計」という語があった。『元史』卷二〇八、高麗伝にいう。ここに「是月」というのは至元七年閏十一月である。

是月、又詔禎曰、「嚮嘗遣信使通問日本、不謂執迷固難以善言開諭、此卿所知。將経略於彼、敕有司發卒屯田、為進取之計、庶免爾国他日転輸之勞。仍遣使持書、先示招懷。卿其悉心尽慮、俾賛方略、期於有成、以称朕意。」

同月、禎につきのように詔した。「以前、使者を遣わして日本に通問させたところ、思ってもみなかったことに、（彼の国は）かたくなでもとより善き言葉によって開諭しがたいのは、卿がよく承知している所である。いま彼の国を経略しようとして官司に命じて兵卒を發して屯田させ、進取する計画を立てているので、これにより汝の国は後日補給の労苦を免れるであろう。なお使者を遣わし国書を持参させ、まず懐けることとしよう。卿は心を尽して

十分に配慮してわが方策を助け、その達成を期し朕の意向にかなうようにされたい。」

この記事は、『元史』巻一〇〇、兵志、屯田、高麗国立屯の条に「至元七年創立、是時東征日本、欲積糧餉、為進取之計、……」とある記事と対応する。「進取」とはやはり軍事的積極策、つまりは「進攻」「攻取」の意味であろう。<sup>4)</sup>

## 2 馬亨の戰略提言

馬亨<sup>ばう</sup>（一二〇七～一二七七）は邢州<sup>けい</sup>の富農の出身で金末に地方の吏となり、耶律楚材や劉秉忠に認められて陝西行省郎中から工部侍郎解塩副使となり、至元三年に中央政府に入り戸部尚書となった経済畑の実務官僚であった。しかし最終的に権臣阿合馬<sup>アフマド</sup>に疎まれ、至元十年に免官された。『元史』巻一六三に立伝されているが、その高麗・日本についての提言は列伝には見えず、高麗伝に見えている。高麗伝には枢密院が至元六年に高麗征討を審議したのに関わって馬亨の二つの提言が採録されている。<sup>5)</sup>馬亨の提言は『元高麗紀事』に少しく詳細に採録されており、その前半はつぎのようである。

（至元六年）十一月二日、枢密院奏議征高麗事。初五月間、馬亨呈、「臣亨謹奏皇帝陛下、高麗本箕子所封之地、漢・晋皆為郡県。今雖來朝、其心難測。竊聞先曾有旨、令量力出居陸地、至今不出。去歲遣使和好、本為親仁善鄰之道、今高麗謀称飾詞、有違上命。夫鄰国不知鄰国之事情者、未之有也。南宋見執郝經、今又遣使於日本、万一逆上命、有失威重、後雖起兵、地限滄海、勝負難必。故千鈞之弩、不為鼯鼠而發、（於「方」今不若嚴兵假道於高麗、以取日本為名、乘勢可襲高麗、定為郡県、安撫其民、可為逆取順守、就用本国戰船・器械・軍旅、兼守南宋之要路、（缺「曲尽」日本往還之事情。此万全之勢也。今遲之、恐聚兵於島嶼、積糧於海内、広被固守、不能揺突。此不可不察也。」

まずこの文書の位置づけを明らかにしておこう。基本は軍事を掌る枢密院が至元六年十一月二日上奏した高麗征討についての事案である。そのなかに同年五月に（戸部尚書たる）馬亨が（中書省に？）呈した提案があつて、以下は彼の世祖への上奏文である。五月以降様々な段階で審議されるなかで、枢密院が馬亨の提言を高麗経略に重要と認めて冒頭に引用しているのであろう。

この馬亨の文章はすでに森平雅彦氏によって翻訳が提示されているので、筆者は重ねて翻訳を示すのを避ける。<sup>6</sup>ただ校訂に関して筆者の提案の一つは、文中「缺」とあるのは原テキストではここに缺字があることを示すものと疑つて、「事情」の語を受ける語の候補として「曲尽」（具さに究めるの意）を掲げておく。馬亨が論ずる主たる対象は高麗であり、その関わりで日本に論及する。すなわち日本を取るのを名目として勢いに乗じて高麗を強襲して郡県制のもとに人民を安撫する、つまり非常時ならではの「逆取順守」（天下を取るときには道に背いても守るときには道に順う）の方策で進めてはどうかという積極的な提案である。

さらに文中に「去歲遣使和好」とあるのは日本についての言及に相違なく、とすれば至元五年（元宗九年）十二月庚辰（四日）に高麗を出発した第三次日本遣使を指すと考えられる。この遣使は同年十一月丁卯（二十日）に世祖の詔が黒的によつて高麗国王に到達したのを承けて実現したものであつた。<sup>7</sup>

さて至元六年はきわめて多事で、わけても高麗にとつて転機の時期であつたことを確認しておかねばならない。馬亨の最初の提言があつた六月と枢密院を中心として議論が行われた十一月とを比べても背後の情勢は大きく動いていた。

まず六月には林衍のクーデタにより国王の元宗王禎が退位に追い込まれ、高麗王廷の混乱は頂点に達した。時に世子王せうし諱は蒙古からの帰国途上にあつたが、政変を聞いて燕京に引き返し世祖に哀訴して援助を要請した。九月にモンゴル国政府では枢密院・御史台の合同会議で世子の言をうけて高麗への出兵が検討された。十月には高麗の西北方面で林衍討

伐を呼号する崔坦の挙兵があり、やがて彼は六十余城を以て蒙古軍に投じた。十一月十一日に世祖の使者黒的・徐世雄が高麗の江都に到着すると、クーデタは衰勢に向かった。モンゴルから国王頭鞞哥トレスカが高麗に向けて出兵したとき、世祖の詔には高麗国の官吏軍民に向けて「汝の国を撫定する」という姿勢が明確に宣言されていた。十一月二十三日、国王元宗が復位すると、林衍を支えた三別抄の軍は叛乱行動をとり、まず珍島を根拠地とし、以後半島の海岸線を南へ、そして東へと逃れてゆく。

いまひとつ重要な主題は日本との関係である。第三次日本遣使では対馬に至ったものの、対馬の伊奈においてトラブルが発生し、地方官衙の下級官吏と考えられる塔二郎と弥二郎の二人の日本人を拉致し、大宰府には赴かず高麗国を経てモンゴル国の国都燕京を目ざした。日本人二人が高麗人にも伴われて高麗の江都を出発したのは至元六年四月三日であつたから、筆者の推測するところ、塔二郎・弥二郎が世祖に拝謁し優待されたのは五月中旬とみられる。六月、高麗人金有成は二人の倭人を日本に送還しよう命じられた。同時に大蒙古国中書省の牒（牒の日付は至元六年六月）を託されたが、これが二番目のモンゴル国国書であり、金有成を使節として大宰府に至ったその遣使が日本への第四次の遣使である。<sup>(8)</sup>

とすれば、馬亨が五月に呈文を発したときには、倭人が燕京に現われ世祖に謁見され温語を以て待遇された事情を承知していた可能性もある。末尾の文からわかるように、馬亨は高麗政府が江華島に遷都したきり旧都開城へ出陸しようとしないうことを当面する最大の課題と考えていた。だから現に南宋で国信使の郝経カクケイが留置されたまま釈放されていないと同様の状況が日本に於いても生ずることを危惧し、また大軍を投入しても海を隔てて勝利が容易でないと考えて、日本への慎重な姿勢を崩していない。

馬亨のもう一つの発言も『元高麗紀事』に見え、つぎのようである。

亨又言、「今既已有豊端、不宜動兵伐之。動而得勝、亦不爲善、萬一不勝、上損國家之威、下損士卒之力。彼恃江山之險阻、積糧於海內、謹守不動、何計取之。今高麗有十年之銳、恐朝廷攻伐日本、必有滅虢之心、又節次有違上命之罪、深不自安、如履薄冰、所以無故而待動也。今若發兵、如虎入山、抱薪而救火、此實不可爲也。亨謂、如有來進表文所告情節、即宜遣使寬赦其罪、減免進奉、安撫其民社、仍召執政者二人至、則數南宋之罪惡、欲与戮力一心、同聲伐罪。所遣使於日本爲親仁善鄰之道、亦是此意、宜以此語温恤其來者、庶幾感慕聖旨、以成大舉。」

〔待〕「俟」南宋已平、再審他志、迴兵誅之、亦未晚也。是一舉而兩得也、可爲全勝之策。今便發兵、彼亦以兵応我、是生一敵国也。」

この馬亨の文は前掲の「初五月間、馬亨呈」に続くものであるから、五月の発言をうけて、十一月二日の枢密院の奏議の当時のものと考えられる。

まず冒頭に、いま豊端きえんだん（争いのいとぐち）があつたとしても兵を動かすべきでないと言ふ。豊端とは林衍のクーデタを指すと思われるが、要するに南宋が平定されるのを待つて高麗、そして日本のことに当たるべきであり、うかと兵を發しては相手も兵を以て応ずることとなり、それでは敵国を増やすばかりになつてしまふというのが結論である。また文中にモンゴル国が日本を攻めるとき高麗側に「滅虢めつかく之心」をもたせる惧れがあるという。これはいわゆる「仮道伐虢かどうばつかく」の戦略の意味であり、春秋時代に強国の晋が隣り合う小国虢を伐つのに虞公に良馬と宝玉を贈つて虢への道を仮り、虢を滅ぼしたのちに、晋は虞をも攻め滅ぼした故事である。

ここにも日本への遣使に関して「親仁善鄰之道」と原則論が見えている。ただそのあとに「來る者に声をかけて温かく恤あわれまれれば、皇帝のお言葉に感激して大きな仕事を成し遂げるでしょう」（宜以語温恤其來者、庶幾感慕聖旨、以成大舉。）とあるのを見ると、かの塔二郎・弥二郎が世祖に接見された場面を想起してしまうのは筆者の思い入れが過ぎる

であろうか。<sup>10)</sup> また「一挙而兩得」とは高麗と日本の兩國を視野に入れての言であろう。要するに、馬亨の第二の提言では最初の提言にあった「逆取順守」の語の効き過ぎを警戒して論調を少しく修正したのである。

至元五年、モンゴル軍は湖北の襄陽・樊城を包囲し持久戦を開始していた。河南省が軍隊への補給を担当したが、戸部尚書馬亨は行省の宰相に準ずる僉河南行省事に任じられて水陸からする襄樊包囲軍への補給を担当し、大いに力量を発揮したと評価されている。<sup>11)</sup> 経済に明るい馬亨がこの時点において新たに東方で戦場を拡大するのを避けたいと考えたのは当然であろう。

### 3 高麗世子王諶の動向

高麗の世子の動向については、その後の高麗史の方向に関わる重大事であるから従来とも研究が深められているが、<sup>12)</sup> ここでは日本への侵攻に関わる点に限って確認しておきたい。『高麗史』卷二七、元宗世家にいう。

(元宗十三年) 二月己亥、世子諶至自元。帝遣断事官不花・馬絳等偕来。中書省牒曰、「抛世子諶云、『吾父子相繼朝覲、特蒙恩宥、小邦人民、得保遺噍、感戴之誠、言不可既。諶連年入覲、每荷皇恩、区区之忠、益切致效。惟彼日本未蒙聖化、故発詔使、繼耀軍容、戰艦兵糧、方在所須。儻以此事委臣、庶幾勉尽心力、(小)「少」助王師。』都省奏奉聖旨、『教世子親自去者。教尚書省馬郎中做伴当去者。』時世子久留燕京、從者皆愁思東歸、勸世子以東征事請帝而還。薛仁儉・金愾等不可曰、「世子在此、將以衛社稷也。今請此事以還、則如本国何。」世子寢之。会林惟幹聞之、欲仮此先請東還、復収所没田民財宝。世子知之、不得已請于帝。国人見世子辮髮胡服、皆嘆息、至有泣者。(元宗十三年(至元九、一二七二) 二月己亥(十日)、世子諶が元より還つた。帝は断事官の不花・馬絳らを共に来させた。中書省の牒にこのようにあった。「世子諶の云うところに抛ればつぎのようであった。『吾ら父子は相繼い

で朝覲し、格別に（皇帝の）恩宥を蒙り、小邦の人民が何とか生き残ることができ、ありがたさの誠は言い尽くせません。私は連年入覲して、いつも皇恩に感謝し、区々たる忠誠を益々ひたすらに尽くそうとしています。さて彼の日本は未だ聖化を蒙っておりませんから、詔使を發し、ついで軍容を耀ひかかせるにも、戦艦・兵糧はまさに必要とするところです。もしこの件を臣に任せてくださるなら、勉めて心力を尽くし、いささかなりと天子の軍隊をお助けできるでしょう。都省が奏し奉じた聖旨にこのようにあつた。『世子にみずから行かしめよ。尚書省の馬郎中（馬絳）に供として行かしめよ』。

その頃、世子は燕京に久しく留まり、従者たちは皆な東に帰りた（帰国したい）と憂い、東征の事を皇帝に請うて還るよう世子に勧めた。薛仁儉・金憐しんらは反対して言った。「世子がここに居るのは、わが社稷を衛まもろうとするからです。いま此の事を請うて還るのでは、わが国をどうしようとするのですか」。世子は思い止まった。偶々林惟幹が聞きつけて、これにかこつけて先に東に還るのを請うて没収された田民・財宝を取り返そうとした。世子はこれを知り、已むを得ず帝に請うた。国人は世子が（モンゴル風に）辮髪し胡服を着けているのを見て、皆な嘆息し、涙する者がいるほどだった。

「中書省牒」とは世子諱の帰国時に齎された元朝政府中書省が發した文書である。世子がみずから日本への侵攻（東征）を助けたいと發言した事実を確認し、最終決定の聖旨には世祖の發言を蒙文直訳体で重々しく引用して、高麗政府に伝達している。敷衍して言えば、モンゴルの意を迎える世子諱の言葉に乗じて、もとはといえはすべて高麗側の自発的提案であるかのように組み立てられた証拠の文書になっているのである。これで高麗としてはもうあとに引けなくなつた。しかも不花と馬絳は当面する耽羅遠征の重要な任務に当たる人物であつた。<sup>13</sup>なお馬絳は元朝側の史料では馬璘と伝えられている。

文中「東征」とあるのは文脈から推して日本征討を意味することは明らかである。時代を下れば東征また征東は疑いもなくその意味であるが、この文は『高麗史』において日本征討を東征と称する初期の史料である。また耽羅の件と日本の件が一体的に進行したように見えるのは、後述するような耽羅の歴史地理的位置と実際に展開したモンゴル・元朝と日本の関係の歴史過程に起因するからである。

世子諶がこの頃どのような状況にあったか確認しておきたい。前年（元宗十二、至元八、一二七二）正月、高麗の元宗はモンゴル国に使者を遣わし世子のために結婚を請願した。恐らくその請願を受けての措置であろうが、六月に世子諶は蒙古に入質した。これはモンゴル流に禿魯花トルハといつて質子（人質）として大汗側近の宿衛軍に配属されてモンゴル風の教育を受けさせるものである。十月、元宗は世子の婚を許すとの報せをうけた。先述の世子諶の行動はそうした環境のなかで起きたことだった。側近の臣が世子を諫めたのは禿魯花としての立場を心得られよとの趣旨だろう。世祖の女忽都魯揭里迷失フトルケリミシを世子に降嫁させると決したのは、元宗十五年（至元十一、一二七四）五月であった。<sup>(14)</sup>

#### 4 耽羅との関係

朝鮮半島南部に位置する耽羅（済州島）は古来海上交通の要地であった。モンゴル国としても至元五年にすでに脱朶兒・王国昌・劉傑を派遣し黒山の調査を行っていたが、翌六年七月には、宋にも日本にも通じる軍事上の要地として注目されていた耽羅の調査を実施した。<sup>(16)</sup>ところが至元八年五月に珍島を拠点としていた三別抄の叛乱勢力が敗北すると、金通精が叛乱の余衆を率いて耽羅に入ってきた。かくしてモンゴル国にとって日本と三別抄がようやく同じ視界に入ってきたのである。

さきに趙良弼の日本遣使について論じた折に、その時代状況として日本への侵攻に関わる『元史』日本伝にみえる史

料を提示していた。まず至元八年（一二七二）六月の日本通事の曹介升らの上言である。それによれば従来の日本への遣使のルートは必ずしも便宜ではない、もっと近いルートがあり、便風に恵まれれば半日で到達できる。もしも大軍が進征するときには我々が案内致しましょうと言った<sup>17</sup>。この時すでに日本に対して大軍を用いることがモンゴル側の選択肢の一つとして話題になっていたことがわかる。筆者は近いルートの具体像を明示していなかったが、ここは耽羅から出発するものに違いないと考えている。風と潮流に恵まれさえすれば確かに「耽羅―五島―九州北部」のルートは朝鮮半島から日本を急襲するには至便であつた<sup>18</sup>。

さらに筆者は『元高麗紀事』耽羅の至元九年（一二七二）十一月十五日の記事を引用した。そこでは南国から日本を経由した耽羅人が図面を示しながら、大宰府への上陸地点を教え、攻略には二二三万の軍が必要であろうとの情報を提供した。その供述を得て中書省は枢密院官と協議し、まずは耽羅の三別抄の賊寇を平定するのを優先する、ついで趙良弼による長引く日本との外交交渉の行方を見定めて、すなわち日本が趙良弼を釈放しないなどの事態が生じるのであれば、そこで日本を攻略するのが適当と考えたようである<sup>19</sup>。

ところでこの『元高麗紀事』には接続してつぎのような問答体の記事がある。

上曰、「察忽先令人入（耽）「耽」羅、今回未。」臣僚奏、「未回。」上曰、「其人回日、若（耽）「耽」羅帰順、夫復何言。」又奏、「其人回而不帰順、竊恐遲誤軍事。」上曰、「行之、至如（耽）「耽」羅帰順不用兵、別亦有調用之処、卿等議合用多少兵力。」回奏、「臣等約量本処屯田軍可摘二千、復於漢軍内選三二千人、船中載馬、費力蒙古軍可少、差高麗国合僉五六千、共一万余軍可矣。」上曰、「武衛軍差二千、卿等更議余者。」

皇帝が言った。「察忽が以前人を遣つて耽羅<sup>チャク</sup>に入らせたが、今戻ってきたのかどうか」。

臣僚が奏した。「まだ戻っていません」。

皇帝が言った。「その人が戻った時に、もし耽羅が帰順していたらいいだろうか」。

臣僚がさらに奏した。「その人が戻って帰順していないとなったら、軍事行動で後手をふむのが心配です」。

皇帝が言った。「そのようにして、耽羅が帰順して兵を用いないとなれば、別途、転用するところがある。卿ら<sup>け</sup>はどれほどの兵力が必要か検討せよ」。

臣僚が下問に応えて奏した。「臣らが計算してみますと、その屯田軍からは二千人を選抜でき、また漢軍から二、三千人を選抜して、船中に馬を載せて蒙古軍の消耗のないようにし、高麗国で選抜した五、六千人を差し引かせば、合計一万余人の軍隊編成が可能です」。

皇帝が言った。「武衛軍は二千人を差し引かそう。卿らはさらにほかのものについて検討せよ」。

ここに見えるのは、皇帝と臣僚との間で交わされた耽羅攻撃に要する兵数についての会話である。臣僚が屯田軍・漢軍・高麗軍を合わせて一万余人を用意できると回答したところ、世祖は加えて武衛軍（皇帝直属の軍）から二千人を運用しようと言っている。なお察忽とは洪茶丘であるが、彼は金通精ならば招安に応じさせる余地があると考えて談判に赴いていた。だから彼の尽力により耽羅で兵を用いる必要がなくなった場合の想定として、世祖はその時には「別に調用するところがある」と言ったのである。それが必ずや日本に相違あるまい。

『元史』巻二〇八、耽羅伝にその平定過程の記事があるが、本伝の材料となったのが『元高麗紀事』である。至元十年正月四日の記事によれば、第一が忻都<sup>ヒンドゥ</sup>、第二が武衛軍の鄭也可拔都児<sup>エケバートル</sup>、第三が察忽（洪茶丘）の三軍による攻撃態勢が組織された。四月九日に忻都・史枢・洪茶丘らが兵船大小百八艘で進発し、同月二十八日に耽羅城を攻破し金通精に率いられる叛乱軍は悉く平定された<sup>(20)</sup>。

## 二 趙良弼の日本遣使と元朝・高麗情勢

## 1 国信使趙良弼の警戒

第一次日本遠征以前の状況を観察するには、とくに朝鮮半島東南部の慶尚道の情勢が焦点となる。しかも時期的にみてそれが第五次日本遣使の趙良弼の活動と重なる部分が多い。趙良弼の日本遣使はかなり長期にわたった。至元七年（一二七〇）十二月に彼は日本遣使の命を受け至元十年五月に帰国したから、二年半に及ぶ国外滞在であった。まずその行動の軌跡を最も簡略な形でつぎに掲げる。

至元七年（高麗元宗十一、文永七、一二七〇）

十二月朔 趙良弼を秘書監とし日本に使せしむ。（『元史』世祖紀）

至元八年（高麗元宗十二、文永八、一二七一）

正月十五日 蒙古が趙良弼及び忽林赤・王国昌ら四十人を遣わし高麗に来る。（『高麗史』元宗世家）

九月六日 高麗国王禎が徐偁を遣わし趙良弼を導送し日本に使せしむ。（『元高麗紀事』）

九月十九日 趙良弼が今津に至る。（『五代帝王物語』、『趙良弼書状』）

至元九年（高麗元宗十三、文永九、一二七二）

正月十八日 趙良弼が日本より還り、書状官張鐸を遣わし日本の使佐十二人を率いて元に如かしむ。（『高麗

史』元宗世家）

四月三日 日本使が元より高麗国都に還る。（『高麗史』元宗世家）

至元十年（高麗元宗十四、文永十、一二七三）

三月二十日 趙良弼が日本に如き大宰府に至り、国都に入るを得ずして還る。(『高麗史』元宗世家)

五月 趙良弼が日本より至り入見す。(『元史』趙良弼伝)

六月二十七日 趙良弼が大宰府に至り還り、具さに日本の君臣の爵号・州郡の名数・風俗土宜を以て来上す。

(『元史』世祖紀)

それまで高麗人が託されて日本に国書を届けたのとはまったく状況が異なる。同じ国信使でも、趙良弼は初めて日本本土の大宰府に現れたモンゴル国の使者であったから、従前とは全く違った切実な感覚をもたらしたと思われる。しかも彼は単に国書を伝えようとしただけではなかった。否、国書そのものは終りに引き渡すことなく、副本を作成してその内容が本体とまったく異なる旨の熱烈な書状を認めて宣誓した。そして自ら提案して十二人の日本人を含む使節団派遣の構想を実現させた。まさに通常の国信使がなすべき常識的な範囲を超えている。人々は彼が確固たる信念に貫かれた説得力と行動力を備えた交渉人であることを認めざるを得なかったであろう。彼は一旦は使節団とともに九州を離れ、高麗の国都にあつて使節団の燕京往還を送迎し、ともに大宰府に戻ってきた。

初め趙良弼が高麗で八カ月の逗留を余儀なくされたのは、三別抄の活動の影響であつたことは従来とも推測されている。<sup>(21)</sup> 元宗十二年(至元八、一二七二)二月、珍島に本拠を構える三別抄の裴仲孫に対して招諭を勧告する詔が届けられた。<sup>(22)</sup> 同月、慶尚・全羅・忠清三道には三別抄勢力を含む地方の動揺を警戒すべく特使として張鑑、朱悦、郭汝弼がそれぞれ派遣された。また慶尚道の島嶼部における三別抄の宣伝工作や活動には特に警戒する必要があつた。朴之亮が水路防護使に任命され兵を率いて慶尚道に赴いたのはその一環であろう。<sup>(23)</sup> 果たして三月から四月にかけて三別抄は慶尚道の合浦・東萊・金州を攻撃している。<sup>(24)</sup>

珍島の三別抄について興味深い記事がある。『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十二年四月丁未(十四日)条にいう。

追討使金方慶報、「珍島賊使人告忻都曰、『有密議、請官人暫臨小島。』忻都曰、『我不受帝命、何敢入。』賊又請具酒餼來饋、乃許之。忻都奏帝曰、『叛臣裴仲孫稽留使命、負固不服、乞与忽林赤・王国昌分道追討。』帝從之。」

追討使の金方慶が報せてきた。「珍島の賊が人を介して忻都シキウに告げて言った。『密議（内々のご相談）があるので、官人あなが暫らく小島こじまにおいてください。』忻都が言った。『私は帝の命を受けていないので、どうして入れようか。』

賊が酒餼をそろえて贈ってきたので、そこで許した。忻都が帝に奏して言った。『叛臣の裴仲孫はいが使命を停滞させて、堅固を頼んで服さないのので、忽林赤・王国昌26とともに手分けして追討させていただきたい。』帝はこれに従う。この記事は『元史』巻二〇八、高麗伝のつぎの記事に関係するだろう。

（至元八年）三月、（裴）仲孫乞諸軍退屯、然後内附、忻都未從其請、有詔諭之。

（至元八年）三月、（裴）仲孫は諸軍が退いて屯駐すれば、然る後に内附せんと乞うた。忻都がその請願に従わないでいたところ、詔があり諭することになった。

『高麗史』にみえる密議とはそのまま降伏するのではなく「内附」含みの密談を意図したものであろう。また忽林赤と王国昌は趙良弼がモンゴルから高麗へ赴く際に、燕京から同行してきた武官であった。「使命」とは趙良弼が担っている使者の務めを意味するであろうから、ここで趙良弼は三別抄に妨げられていると実感したことであろう。<sup>26</sup>

五月には珍島の三別抄軍は総攻撃を受けて陥落し、金通精が余衆を率いて耽羅に逃れたから、慶尚道の緊張状態はかえって深刻の度を増してきたと推察される。島嶼部における活動の及ぶところ、日本の対馬も視野に入ってくるであろう。慶尚道辺りでは、ほどなく日本からの援兵がやって来るだろうとの期待か懸念か、風評が立ったことも考えられる。第五次日本遣使において国信使の趙良弼が半島から大宰府に赴く際に周到な警戒をして来日したことが知られている。

もと山本光朗氏が『元朝名臣事略』に引用される李謙撰の趙良弼墓誌を分析した結果である。<sup>27</sup> すなわち通常なら半島南

部の要衝金州方面から対馬を経由して大宰府に赴くところ、金州を避けてその東方の絶影島から発船し、対馬を経由せずに今津に到着した。至元八年（文永八、高麗元宗十二、一二七二）九月十九日のことである。筆者も当該の史料を引用して考えたことがあったが、不十分な考察であったと自覚するので補足しておきたい。

『元朝名臣事略』巻一一、枢密趙文正公に趙良弼の墓碑を引用している。

前使過高麗、名為遣人護送、取道対馬・一岐等島、実漏密謀、益懼其日本既通、有以軋己也。公曲為防遏、使不得逞其計、自絶景島登舟、徑趨太宰府。

筆者は「実のところ機密情報を漏洩し云々」と訳したが、やはり密なる謀略といえ、まずは「密議」と同様に三別抄のそれを疑うべきだと考える。

反政府勢力である三別抄がどのように活動を展開したか、その実態の細部はわからなくて当然である。あるいは三別抄の使者がすでに対馬を経由して日本に向かったとの未確認情報が存在したのかもしれない。結局趙良弼は、第三次遣使の際に金有成が対馬ルートを使ったことが不都合であったとまで考えた。なぜなら三別抄の密謀を日本に漏洩する結果を将来し、日本が三別抄と気脈を通じて我らに害をなす、たとえ疑心暗鬼の不安にかられた臆測であろうと、そのような心理に陥れる周辺の情勢や条件は揃っていただろう。そこで趙良弼は周到に防止策を講じて、三別抄が謀計を逞しくすることができないようにと考えた。自らの日本行の情報が筒抜けにならぬよう、絶影島（今日の釜山）から発船し、対馬には寄港せずに真っ直ぐに大宰府を目ざして今津に着船した。

いまま少し補足説明をしておきたい。趙良弼墓誌に見える「軋己」の語である。「軋」とは車で踏みにじるといのが原義であるが、「軋己」は荀子（孫卿・孫卿子）の言葉である。『荀子』議兵篇の一節にいう。

孫卿子曰、「……秦四世有勝、認認然常恐天下之一合而軋己也。」

孫卿子曰く、「……秦は四世勝つあるも、ししぜん認然として常に天下の一合して己を軋おのせんことを恐る」。

ここにいう秦とは戦国時代の強国秦を指す。弟子の李斯が秦の政治について質問したのに応えた荀子の回答のごく一部である。「秦国の有力な四代の王の時には常に勝利をかさねていたのだが、びくびくして天下の他の諸侯たちが一つに連合してわが国を踏みにじりに来るのではないかといつも恐れていた」という。<sup>30)</sup>高麗と連合している強大なモンゴル国といえども、隣り合う日本と三別抄が連携してこちら側を脅かす形勢は決して望ましくないとの認識があつて、『荀子』の「軋己」の語を準用したと考えられよう。当代きつての学者李謙（二二三三―一三一）の文であるだけに、趙良弼の思索を理解した上で漢語の含意に寄託したのではないかと思う。

筆者がいま証明が容易でないところ取えて推測に踏み込んでいるのは、もとより周知の三別抄からの救援要請が日本に到達し、それが朝廷で「高麗牒状不審条々」として審議されたことが念頭にあるからである。『吉統記』に記された連日の会議は文永八年（至元八、元宗十二、一二七一）九月二日から七日である。趙良弼が高麗王廷を出発したのは九月六日であり、九州の今津到着が九月十九日とさわめて近接していることは大変気になる事実である。山本光朗氏も二つの使節の時日的近接や情報の「予知」や「漏れ」について言及されている。

趙良弼の日本行に備えて、忽林赤・王国昌の兵力を背景にした後援体制が整えられた。『元高麗紀事』にいう。

（至元八年）八月十一日、忽林（赤）至高麗、赴鎮辺合浦県屯所。

（至元八年）八月十一日、忽林赤が高麗に至り、鎮辺の合浦県の屯所に赴く。<sup>31)</sup>

いま一人のベテランの軍官王国昌も同じ頃に金州の義安郡に駐屯した。但し彼はその十月に死去した。<sup>32)</sup>忽林赤の駐屯軍の住民に対する徴求とそれへの対処のために慶尚道安撫使に任ぜられた朱悦の活動については山本光朗氏が『高麗史』朱悦伝を引いて論じている。<sup>33)</sup>そうした準備のうえで趙良弼は翌九月に日本に赴いたが、金州合浦県における混乱を警戒

して船出の港を変更したのだろうか。

## 2 趙良弼が組織した日本人使節団

趙良弼は大宰府に到着して国書の写し（副本）を提出してから、ただ朝廷あるいは幕府の返答を待っているだけではなかった。彼の主導で大宰府から燕京に向けて、弥四郎を含む日本人十二人からなる使節団を組織し、世祖への朝見を実現させて膠着状態の外交交渉を打開しようと図った。その構想の背景には第三次と第四次日本遣使の際の好ましい経験があった。日本人の唐突な出現は世祖を喜ばせたからである。

ところで趙良弼もたらした国書には全体的に日本側からの使者派遣に焦点が定まり、モンゴル国側が展開する論は煮詰まった感があった。注目したいのは『元史』日本伝にみえる国書末尾の一節である。

如即発使与之偕来、親仁善鄰、国之美事。其或猶予、以至用兵、夫誰所樂為也。王其審凶之。

もし即ちただに使者を發しこれと偕ともにまた来り、仁に親み鄰と善くするのは、国家の美事である。もしもぐずぐずと引き伸ばし、かくて兵力を用いるに至るようならば、それは誰が好んでするところであろうか。王はどうか審つらかにまてらねばならぬことを。

「これと偕に来り」とは趙良弼が帰還するのと同道して来られたいと期待しているのである。天皇あるいは將軍に面会して日本の「奉表遣使」を実現したいというのが趙良弼の素志であった。しかし国書を提示するだけでは説得性に不足があつて、「猶予」ならない性急な要求として警戒心を助長するだけだと分かつたのだろう。天皇あるいは將軍との面会の希望を捨てるわけではないが、まずは国書を一字一句正確に伝達して、その主張が彼の一存でないことを日本側に認知してもらわねばならない。そのため大宰府の当局者の理解・協力は欠かせなかつた。

趙良弼が高麗到達後に足止めを余儀なくされ、日本への旅程のなかで、或いは来日後であろうと三別抄の動向を知つたとすれば、彼が長らく焦慮の中にあつたことは推察するに余りある。国書の文言・内容の詳しい由来や発給の経緯をも熟知していたはずの趙良弼である。彼はこの窮地を逃れるべき方策について深く考えて、大宰府当局者に対して説得を試みた。その際彼は、モンゴル国の強大な軍事力を背景としながら、侵攻と戦争を必ず回避したい、そのためにこそ国書の趣旨に呼応する形で使節団を派遣するのだと強調したのである。かくして大宰府側の一定程度の理解と妥協の末に、日本人使節団の派遣という見かけの上では積極的な手段を講じて、外交上の立場を守り、自らをも救つたのである。これが趙良弼の自作自演のようにみえる日本人使節団派遣の実相ではないだろうか。

日本の国書を得られずに大宰府に留まっていた趙良弼には高麗国王による保証で代替するより手段がなかった。使節団の構成については、ただ一人その名が伝わる弥四郎については問題ない。弥四郎は趙良弼が朝鮮半島で見出して同行してきた日本人だからである。但し『元史』日本伝に日本人使節団に関わって「守護所」の語が見えるから、大宰府の関係者か、大宰府が人選に関わつた可能性はあり得よう。

高麗国王の書簡は提出したものの、日本側からは国書でなくとも何ら文書を携行しなかつたのはたしかに使節団としては欠陥であつた。果たして拜謁は許可されなかつた。使節を發した主体が明確でない、大宰府守護所というのも解せない、使節団の性格の不明確が一番の問題であつたようである。かくて彼らは我が方の強弱を探りに来たのではないかと疑われ、この際皇帝として寛仁の態度は示しても入見は許さないのがよいとの政府中枢の意見で、接見は実現しなかつた。当然、元朝政府から何らかの文書（書簡）を受け取ることもなかつた。

趙良弼としては多少の無理は承知で送り出した使節団であつただろう。高麗でその帰還するのを迎えて、ともに大宰府に戻ってきた。彼は日本遣使の当事者として精一杯の努力を傾注した。もしもこの使節団派遣に応じて元朝皇帝（世

祖)か元朝政府からの文書の発給があつたならば、あるいはせめて趙良弼に対する局面打開につながる指令が存在したならば、彼は大宰府における交渉を一步前進させることができたかもしれない。しかし趙良弼の目論見はうまく運ばなかった。かりに元朝からの文書があつて外交交渉を進展させる局面が生まれていたら、趙良弼の再度の日本上陸は第六次日本遣使と数えなければならぬところであろう。<sup>(34)</sup>

趙良弼が大宰府にあつて日本人使節団の派遣を画策していた頃、本国では大きな制度的改変があつた。至元八年十一月乙亥(十八日)、国号を建てて大元と定め、中国歴代王朝に列する体裁を整えた。<sup>(35)</sup>さて使節団は至元九年二月庚寅朔に皇帝フビライへの拜謁を求めたというから、正月末には首都中都(燕京)に到着したと思える。さらに二月壬辰(三日)に首都は大都と改称された。<sup>(36)</sup>日本人使節団はモンゴル・元朝の大きな制度的改変に際会した。二年半ほど前、第三次日本遣使の余波として二人の日本人塔二郎・弥二郎が宮殿で世祖と面会して喜ばれた時と比べて状況は確実に動いていた。日本人使節団は上昇感に満ちた当時の帝国首都を現実に見聞し、なお中華王朝の壁が低くないところを見せつけられた側面もあるだろう。さきに言及した高麗の世子諶の言動もまた日本人使節団の大都滞在中の出来事であつた(至元九年二月十日)。

至元九年(元宗十三、文永九、一二七二)四月七日に高麗では御史の康之部に使節団を警護させて日本に還らせたというから、使節団の日本人は四月末あるいは五月初に帰国したと推測される。<sup>(37)</sup>また張鐸は五月に高麗国王の書簡(高麗牒状)を持って日本に来たという。<sup>(38)</sup>ところが趙良弼が高麗からいつ日本に戻ったとの記録が見当たらない。池内宏氏もそのことに注意し、趙良弼は「張鐸と共に、或は相前後して再び我が国に赴いたと見なければならず」と考証されている。<sup>(39)</sup>筆者も趙良弼が高麗から再度日本に渡る記事がないのを不審に思うが、ただ思い当たるのは次節に言及する、日本行の困難を体験した回顧の記録(『元朝名臣事略』巻一一、趙良弼墓誌)である。但しその航海の体験が何時のことか明らか

ではない。趙良弼には都合四回の高麗・日本間の渡海経験があるから、この際の話柄の可能性はある。

### 3 趙良弼の日本滞在と元朝・高麗

趙良弼は日本人使節団と同行して大宰府に戻ってから、なおも日本に留まった。大宰府守護所から早期の帰国を迫られる様子も史料上にはない。朝廷あるいは幕府からの反応を待つのみならず、彼はあくまで日本への使節として活動的でありつづけた。それを伝えるのが太田彌一郎氏によって紹介された史料「贊皇復県記」である<sup>(4)</sup>。この碑文は前半では河北の贊皇県が高邑県に合併されたところ、至元七年（一二七〇）に彼の尽力により贊皇県を復活させたことなど、地方政治への貢献を碑文全体の表題としているが、後半は日本遣使に関する貢献が述べられている。撰者は都単公履である。彼は女真族の完顔氏を母として生まれ、金代末期に進士に及第し、モンゴル国に仕して翰林侍読<sup>（じよつ）</sup>学士に任官した。同じく女真の血をひく趙良弼には格別の親近感を有したはずである。

碑の末尾には、「時至元八季歲次辛未春分日、鄭鏞<sup>（こう）</sup>・孫術<sup>（じゆ）</sup>・王昇<sup>（しょう）</sup>・楊伯玉<sup>（とく）</sup>・郭天麟等來謁曰、……」と撰文を依頼するに部分の末に「一日、県之耆徳閑良官鄭鏞・孫術・王（昇）・楊伯玉・郭天麟等來謁曰、……」と撰文を依頼するに至った経緯が記されている。すでに太田氏が指摘されているように、立石の経緯と碑文の内容とに食い違いが見られる。その原因はひとえに碑文を依頼された都単公履が依頼者の要望を越えて、趙良弼が担った国家的使命である日本遣使の次第をも併せ執筆したからであろう。すなわち全体が趙良弼の業績を顕彰するものとなっている。お蔭で我々は元代における日本との外交交渉に関する貴重な記録にふれることができています。

その日本遣使についての文は以下のようなものである。

承命東使日本、鯨海浩瀚、莫測其際、叛賊耽羅蔽其衝、公仗忠信直抵其國、諭以天子威徳方制數十万里、靡不從命。

東夷悦服、即遣使詣闕。時偽宋以海道去兩浙不遠大畏之、遣僧滕原瓊林等、為諜止行。日本人与公語、公面折之、縷數宋人浮偽無信。「今兩淮・襄漢・四川、悉為我有、但東南彈丸地、尋亦不保。」前後數百言、僧語塞不能對、日本亦栗然畏懼。履至危之地、馮仗威靈、無所辱命、全節而歸。

命を承けて東のかた日本に使したが、大海は広く果てもなく遠く、叛賊が耽羅でその道筋を妨害した。公はひたすら忠信をつらぬき、まっすぐにその国に到達し説諭した。天子はその威徳により今や数十万里の彼方まで統制し、その命に従わないものはないと。(かくして) 東夷は悦んで服従し、ただちに使者を派遣して天子の宮闕に詣つた。

その当時、偽宋(南宋)は(日本が)海道經由で兩浙からさほど遠くないので大いに警戒して、僧滕原瓊林ら遣わして密偵となして行くのを阻止しようとした。日本人が公と会談したとき、公は面前で論破し、南宋人はうわべを飾って偽りが多く信用できないことを縷々数え立てた。「今や兩淮・襄漢・四川はすべて我がものとなり、残るはただ東南のちっぽけな地域だけ、これもじきに保ち得ないだろう」。前後數百言を列ねて、僧は言葉につまんで応答できず、日本もやはり慄然として畏れ戦いた。(趙良弼は) 最も危険な地に入りながら、天子の威靈に依拠し、主君の命を辱めることなく、臣下としての節を全うして帰国した。

太田氏が指摘した重要な点は「東夷悦服、即遣使詣闕。」の句が日本の対応を指すとみたところである。東夷といえはしばしば東方の異民族の汎称であるが、ここは日本そのものとした。すなわち『元朝名臣奏議』巻一一に見える李謙撰の趙良弼墓碑にいう。

日本遂遣使介十二人入覲、上慰諭遣還。其国主擬奉表議和、会宋人使僧曰瓊林者来渝平、以故和事不成。

日本は遂に使者十二人を遣わして目通りさせようとしたが、帝は慰諭して還らせた。その国主は表を奉じて和を議そうと擬したが、たまたま宋の人は僧の瓊林と曰う者に来て渝平させたので、そのせいで和の事はうまくゆかな

かった。

太田氏はこの始めの部分にある句と対応するとした。しかも墓碑のこの文は『元史』日本伝に「日本始遣弥四郎者入朝、帝宴勞遣之。（日本は始めて弥四郎なる者を遣わして入朝させ、帝は宴勞してこれをゆかせた）」という形で継承されている。確かに「贊皇復県記」にもしも「日本」と書いてしまえば、外交の事実<sup>①</sup>に反してしまふ。彼らは官服を身に着けず、あたかも「東夷」というにふさわしい装束であったのかもしれない。

元朝としては最終的に日本国の使節が来たと公式に認定し難かった。彼らは国書を携えておらず、派遣の主体がせいぜい大宰府守護所というのでは不都合であり、そのまま受け入れるのは不適切と判断したのである。また高麗国王の添え状も効果がなかった。しかし「賜宴（宴を賜う）」という待遇はした。そして後になって、日本から使節が来たことを特筆重視しながら、その日本の遣使に対応する形で杜世忠らを日本に派遣する（すなわち第六次遣使）理由としたのであった。<sup>①</sup> 趙良弼の意図の半ばは実現したとも言えよう。

つまり趙良弼は使節団が世祖皇帝に拝謁できずにもどって来たことを必ずしも失敗と捉えなかった。彼は使節団とともに大宰府にもどって来てからもあきらめずにつぎの方策を探っていた。恐らくその焦点は日本の朝廷であった。第四次日本遣使でもたらされたモンゴル国国書に依りて朝廷は返牒を準備したが、幕府はその發給を差し止めた。これは一つの可能性としての論だが、趙良弼は大宰府における折衝の間に朝幕関係の機微を知ったのではなからうか。墓碑にいう国主とは天皇を意味するが、国主が「奉表議和」を構想していたという。これが実情を反映した真実ならば、まさに趙良弼の念願そのものである。日本人使節団には面目を顧慮しなければならぬようなメンバーは入っていないかつたであらう。使節団が皇帝に拝謁できなかったことを却って梃子<sup>てこ</sup>にして、今度こそは正式の使節派遣を実現すべく新たな交渉をしたとみられる。だから趙良弼の言い分としては「好い処まで交渉は進んでいた」のだが、南宋の息のかかった僧

瓊林の妨害のためにうまく事が運ばなかったという言い訳になっている。

趙良弼の弁解含みの言い分から推測すれば、朝廷が趙良弼に対して理解を示していたことになり、大宰府もそれに明確に反対してはいない。趙良弼はそこに望みをかけていた。それが彼の長い滞在の十分な説明理由にもなるだろう。但し当該史料の性質から推して、趙良弼の言動を全面的に肯定すべきところであるから、実際には趙良弼の一方的な思い込み、希望的観測であった可能性もある。その当時、大宰府において朝廷・幕府の連携・調整機能はどのように維持されていたのだろうか。そもそも外国情報だけに拠って日本国内の事情の細部を知ろうとしても無理である。ただ日本の外からする見方、考え方も内外交渉の考察のために捨て去るべきではないだろう。

また瓊林が果たして南宋の密使であったかも確定的とは言えないように思う。筆者は太田氏が南宋の「密使」と称するのにはいささか不自然さを覚えて、南宋に親近感を寄せる禅僧の善意に発する熱した議論ではなかったかと留保の言葉を付した。<sup>12</sup>ともあれ趙良弼が瓊林を相手に対南宋の戦況を踏まえた大激論を展開したことは間違いあるまい。瓊林にしてみれば、鎌倉幕府の代わりに叱られたようなものであっただろう。

趙良弼が最終的にいつ日本を出国したかは明証を欠く。しかし高麗に帰還したのは元宗十四年(至元十、文永十、一二七三)三月癸酉(二十日)であった。<sup>13</sup>とすれば趙良弼は三月には日本を出発し帰途についたとみられる。初度の来日が至元八年九月十九日であったから、一年と十ヵ月になる。その間に日本・高麗を往復した時日と使節団派遣中に高麗で過ごした時日を差し引いて、彼の日本における滞在は一年と一乃至二ヵ月であり、まさに彼自身が「歳余」と表現しているのと合致する。

とくに趙良弼の再度の日本滞在十ヵ月余りは、彼にとって日本に関する知識を幅広く吸収し日本への認識を新たにする貴重な時間となっただろう。『元史』卷八、世祖紀至元十年六月戊申条にいう。

使日本趙良弼至太宰府而還、具以日本君臣爵号・州郡名数・風俗土宜来上。

日本に使した趙良弼が太宰府に至つて還り、具つづさに日本の君臣の爵号・州郡の名数・風俗や土宜ぶつぜんを報告した。

これは日本で調査した外交上の基本情報の報告である。さらに彼は帰国後、四川経略使に在任中のことであるが、日本について発言している。『元朝名臣事略』巻一一、趙良弼の墓誌にいう。

詔授四川経略使。未幾、復召議進討日本、公奏曰、「臣前歲渡海、留居彼地者幾再歲、熟知其民俗凶狠驍勇、不識父子之親、不知上下之礼、蹲夷踞肆、与鳥獸無別、家置干戈、百姓皆兵。其地山水居多、可佃者極少、無桑蚕絲粟。得其人不可役、得其地不益富。且舟楫恃風而行、忽值風變、漂流觸撞、沈溺之禍莫可預防。雖賁・育之勇、良・平之智、將無所施。臣奉使時、同行三舟為風所漂、会集先後有相去二十余日者。用兵無慮百舟、随波星散、寄命滄海、欲進退齊一、協力成功、難矣。」

詔して四川経略使を授けた。ほどなく復また召され日本を進討することを議した。公は奏して言った。「私は前年海を渡り彼の地に滞在すること二年近く、その民俗は性悪で荒つぱく、父子の親や上下の礼を知らず、平素うづくままる様は鳥獸と変らず、家ごとに武器を備え、人民はみな兵である。その土地は山や川が多く耕作できるものはごく少なく、養蚕や紡織はない。その人を得ても使いようがなく、その地を得ても富を増やせない。そのうえ航海は風を待みに行くので、忽ち強風に値あえば、漂流して衝突し、沈没の禍は防ぎようもない。古えの孟賁ほん・夏育の勇、張良・陳平の智を以てしても手の施しようがない。私が奉使した折、同行の三舟が風に流され、寄り集まったところ、先後二十余日の差があった。兵を用いるとなればおよそ百舟、波のままに散りぢりとなり、命を大海原に任せ、進むも退くも一致して力をあわせて成功しようとしても難しい」。

ここにみえるのは、日本遠征について意見を徴されたのに応えた彼の見解、主張である。日本を討伐してもさしたる価

値はなく、かつ航海の危険が大きすぎると説く。従つてこの意見は『元史』趙良弼伝に「有用の民力を無窮の大海に填めるようなもので、私が思うに討伐しないのがよい」とある文と一体に読まなければならず、無前提に日本に対する偏見と解するのは当を得ない<sup>(44)</sup>。またのちに干戈を交えるに至つたことを考慮すれば、日本では家ごとに武器の備えがあつて人民はみな兵であると、剽悍の印象を与える文が存在することは注意すべきと思われる。

趙良弼や使節団が日本にもどつた頃、高麗の慶尚道で動きがあつた。朱悦が慶尚道安撫使に任じられて忽林赤の駐屯軍に目を光らせるようになってから、初めは慶尚道における三別抄の目立つた動きは記録に現われない。趙良弼が日本で活動している間も同様で、ただ全羅道方面で三別抄の漕船略奪活動が現われる<sup>(45)</sup>。ところが至元五年(元宗十三、一二七二)五月朔、朱悦に代わつて大將軍の曹子一が慶尚道安撫使に任じられた<sup>(46)</sup>。その二カ月ほど後、事件が起こつた。

『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年条にいう。

秋七月甲子、倭船到金州、慶尚道(按)「安」撫使曹子一恐交通事覺、獲譴于元、密令還國。洪茶丘聞之、嚴鞫子一、馳聞于帝。

秋七月甲子(八日)、倭船が金州に到着した。慶尚道安撫使の曹子一は(倭船との)付き合ひにつき発覺すれば元朝に譴を受けるのを恐れ、密かに国に還らせた。洪茶丘はそれを聞き、嚴重に子一を鞫し、馳せて帝に上聞した。

「交通」とは人との付き合ひのことであるが、近世の漢語では「交通贓賄」「賄賂交通」の語があるようにしばしば賄賂がらみの犯罪の意味で用いられる<sup>(47)</sup>。この事件につき『高麗史』卷一三〇、洪茶丘伝にはつぎのようにある。

明年、倭船泊金州、慶尚道安撫使曹子一恐元責交通、密令還國。洪茶丘聞之、嚴鞫子一、鍛鍊以奏曰、「高麗与倭相通。」王遣張暉請釈子一囚。一日、茶丘遽還元、人莫知其故、王慰諭之。

明年(元宗十三、至元九)、倭船が金州に停泊したところ、慶尚道安撫使の曹子一は元朝から賄賂交通として責めら

れるのを恐れ、密かに（倭船を）国に還らせた。洪茶丘はそれを聞き、嚴重に子一を鞫し、鍛錬して奏して言った。<sup>(48)</sup>「高麗が倭とたがいに通じています」。王は張暉を遣わし子一の囚を釈くよう要請した。ある日、茶丘は急に元に戻ったが、人はだれもそのわけを知るものはなかった。王は慰諭した。

事態は急な結末を迎えた。洪茶丘は曹子一を殺してしまったのである。<sup>(49)</sup>その結末を聞いた高麗国王が関係者に対して慰諭したのであらう。

元宗十三年五月には、慶尚道按察使が耽羅の間諜二人を捕えた。<sup>(50)</sup>慶尚道方面に三別抄の活動は確かに波及してきた。<sup>(51)</sup>元宗十四年（至元十、一二七三）二月に慶尚道に水路防護使、忠清道に防護使が配置されたのも三別抄対策である。<sup>(52)</sup>耽羅の三別抄が制圧される直前に、趙良弼は日本を離れて本国元朝に還った。

かつて趙良弼が果たして日本から無事に還って来られるか、日本国がモンゴルに順であるか逆であるか、耽羅における三別抄の動向と時を同じくして憂慮されていたことがある。<sup>(53)</sup>趙良弼の日本滞在はそのまますと日本国内に留まっていたわけではなく、中間に高麗で日本人使節団を待つこともあったから、彼は全く情報と遮断されて滞在していたわけでもなかった。そうした事情が、元来大歓迎されて受け入れられたわけでもない使者にしては割に長い彼の日本滞在を可能にしたひとつの理由であったと考えられる。

ただ筆者にはひとつだけかねて不審に思っていた日本史料がある。それは「鎌倉大日記」年表の文永九年の下に「十月五日、蒙古来博多。」とある短い記事である。これは至元九年、高麗元宗十三年（一二七二）であり、本稿で扱った時期と重なる。蒙古の人の単復は明らかでない。その人（ら）が果たして趙良弼に会ったかもとより明証がない。しかしこの記録が趙良弼の日本を離れるほゞ五ヵ月前であることを確認した上で、「鎌倉大日記」の記事から示唆的に推察されるところを考えてみよう。モンゴル国（この時点では元朝であるが）からの連絡人が趙良弼と接触してその安否を

確認するのは当然のこととして、あるいは何らか最新の情勢を彼に伝え、時期を見定めて帰還するのがよいと伝えた可能性はないだろうか。

## むすび

元寇という言葉には、モンゴル・元朝がある時に一方的に日本に攻勢を仕掛けてきたという語感が付きまどっているように思われる。もちろん史料からも研究史からもそうした語感を裏打ちする理由はあるだろう。しかしそれを「戦争」と称するならば、なおさら双方のことを知らなければならない。筆者は歴史の過程を重んずる観点から、第一次日本遠征の前に何が起こっていたか、とくにモンゴル・元朝や高麗の動きについて外交交渉を中心に整理しようとした。本稿では第一次日本遠征まで到達できなかったが、ほゞその直前の段階にまで及んだ。

かくして第五次日本遣使で来日した趙良弼という人物にめぐりあった。歴史上の人物を正しく評価できるかは難しい。しかし観察するうちに何かしら人物像にイメージを結びたくなった。どうやら趙良弼という人は、最終的に対日戦争に帰着してもかまわないと考えていたようでもない。そうでなければ、望ましい条件が整っていない中で、態々日本人を組織して使節団を世祖のもとに送り届けるといった手間のかかることを企図しなかったはずだ。史料には残っていないが、ある程度柔軟に日本側と話を通じ合い説得や妥協もできる、当時なりの有能な「外交官」であったように思われる。

## 注

- (1) 拙稿「モンゴル国国書の周辺」(『史窓』第六四号、二〇〇七)、「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第二〇号、二〇二二)、「モンゴル国の日本国に対する「威圧的勧誘」再説」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第二三号、二〇二四) 参照。
- (2) 拙稿「元初における日本人の燕京往還」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第一九号、二〇二〇) 参照。本件についての『元高麗紀事』至元五年五月二十九日の原文は、当該論文の注(17)に引用している。
- (3) 『元史』卷一〇〇、兵志、屯田、高麗国立屯の条に、  
高麗屯田。世祖至元七年創立、是時東征日本、欲積糧餉、為進取之計、遂以王綽・洪茶丘等所管高麗戸二千人、及発中衛軍二千人、合婆娑府・咸平府軍各一千人、於王京東寧府・鳳州等一十处、置立屯田、設経略司以領其事、每屯用軍五百人。
- (4) 例えば『元史』卷一二九、来阿八赤伝アバチにいう。  
憲宗即位、大挙伐宋、攻釣魚山、命諸將議進取之計、……
- (5) 『元史』卷二〇八、高麗伝にいう。  
(至元六年) 枢密院臣議征高麗事。初馬亨以為、「高麗者、本箕子所封之地、漢・晉皆為郡県。今雖来朝、其心難測。莫若嚴兵仮道、以取日本為名、乘勢可襲其国、定為郡県。」亨又言、「今既有豊端、不宜遣兵伐之。万一不勝、上損国威、下損士卒。彼或上表言情、宜赦其罪戾、減其貢賦、以安撫其民、庶幾感慕聖化。俟南宋已平、彼有他志、回兵誅之、亦未晚也。」
- (6) 森平雅彦『モンゴル覇権下の高麗』(二〇一三) 一一三「高麗に対する公主降嫁の事情」参照。

(7) 拙稿「元初における日本人の燕京往還」(注(2))、「モンゴル国の日本国に対する「威圧的勧誘」再説」(注(1))参照。

(8) 拙稿「モンゴル国国書の周辺」(注(1))、「元初における日本人の燕京往還」(注(2))参照。

(9) 『春秋左氏伝』僖公二年にいう。

晋荀息請以屈産之乘与垂棘之璧、假道於虞以伐虢。

同僖公五年にいう。

冬十二月丙子朔、晋滅虢。虢公醜奔京师。師還、館于虞、遂襲虞滅之、執虞公及其大夫井伯、以媵秦穆姬。而脩虞祀、且歸其職責於王。故書曰晋人執虞公、罪虞且言易也。

(10) 『元史』高麗伝では「庶幾感慕聖化」とする。拙稿「元初における日本人の燕京往還」(注(2))参照。

(11) 『元史』卷一六三、馬亨伝にいう。

会国兵围襄・樊、廷議河南行省調發軍餉、詔以阿里為右丞、姚枢為左丞、亨為僉省任其事、水陸供餽、未嘗有闕、亨之力為多。

(12) 森平雅彦『モンゴル覇権下の高麗』(注(6))一「駙馬高麗国王の誕生」参照。

(13) 不花・馬絳関連の記事を列挙する。

・詔遣不花及馬(璘)「絳」論高麗具舟糧助(耽)「耽」羅。『元史』卷二〇八、高麗伝、同卷七、世祖紀至元九年正月丙寅(七日)条)

・是月(至元九年二月)、遣郎中不花・馬(璘)「絳」等使高麗、諭以供輸戰艦・軍糧事。『元高麗紀事』  
 ・宴不花・馬絳。〔『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年二月壬寅(十三日)条)

- (14) この一節の記事を以下に記す。
- ・ 九月甲子（九日）、宴達魯花赤李益・及馬絳。（『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年条）
  - ・ 壬午（二十八日）、馬絳与大將軍宋玠巡視近道戰艦。（『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十四年正月条）
  - ・ 己丑（六日）、洪茶丘還自元、与達魯花赤李益及馬絳等詣闕、議出軍。（『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十四年二月条）

(至元) 八年正月十二日、(植)「植」遣其樞密使金諫、奉表來見、請結婚。（『元高麗紀事』）

己亥（七日）、遣世子諱入質于蒙古。尚書右丞宋玠・軍器監薛公儉・戸部郎中金愔等二十人從之。又命樞密院副使李昌慶調護其行。表奏云、自臣至于輔相、欲令子弟相遞入侍、而先遣世子与衣冠胤胄二十人、衙内職員百人進詣。（『高麗史』元宗世家元宗十二年六月条）

- (15) 拙稿「元初における日本人の燕京往還」(注(2))一「第三次遣使への経過」参照。
- ・ 辛丑（十一日）、李昌慶還自蒙古、帝許世子婚。（『高麗史』元宗世家元宗十二年十月条）
  - ・ 建国号曰大元、詔曰、……（『元史』卷七、世祖紀至元八年十一月乙亥（十五日）条）
  - ・ 公主忽都魯怯里迷石降於世子（愜）「諱」。（『元高麗紀事』至元十一年五月「二」十一日条）
  - ・ 以皇女忽都魯揭里迷失下嫁高麗世子（愜）「諱」。（『元史』卷八、世祖紀至元十一年五月丙申（二十一日）条）
  - ・ 世子諱尚帝女忽都魯揭里迷失公主。（『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十五年五月丙戌（十一日）条）

(16) 『元高麗紀事』耽羅にいう。

世祖皇帝至元六年七月五日、樞密「院」官奉旨、差千戸脱脱兒・王国昌・劉傑、赴高麗地界、相視(耽)「耽」羅等処道路、整点軍兵船艦、令高麗王選差知識海道地面好官、領引前去。詔曰、「諭高麗国王王(植)「植」、以其曾有人云、若至

〔耽〕羅、欲往南宋并日本、道路甚易。今復遣明威將軍・都統〔領〕脱〔脱〕〔朶〕兒・武德將軍・統領王国昌・武略將軍・副統領劉傑、就彼〔点整〕〔整点〕卿所備軍兵船隻、并先行相視〔耽〕〔耽〕羅等処道路、卿当応副大船、可選堪委見識正官、務要引送〔道〕〔導〕達、以副朕懷。」

〔17〕『元史』卷二〇八、日本伝にいう。

〔至元〕八年六月、日本通事曹介升等上言、「高麗迂路導引国使、外有捷徑、倘得便風半日可到。若使臣去、則不敢同往、若大軍進征、則願為鄉導。」帝曰、「如此則当思之。」

拙稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」(注(1) 二―2―i)「趙良弼の日本遣使」参照。

〔18〕耽羅と日本の関係については従来、歴史・民俗・漁業など様々な方面から明らかにされてきたようである。ここでは地理・政治・気象などの関係の好例として、日本古代史上周知の藤原広嗣の乱について注目しておきたい。乱後、広嗣は逃れて五島の値嘉島(知駕島)から耽羅(耽羅)近海に至りながら、逆風に遭って吹き戻され、五島で逮捕されたことが知られている。ここでは『続日本紀』天平十二年(七四〇)十一月戊子(五日)の記事につき原文を掲げておく。

戊子、大將軍東人言。「以今月一日、於肥前国松浦郡、斬広嗣・綱手已訖。……申云、「広嗣之船徒知駕島発、得東風往四日、行見島、船上人云、「是耽羅島也。」于時東風猶扇、船留海中、不肯進行、漂蕩已經一日一夜、而西風卒起、更吹還船。於是広嗣自捧駅鈴一口云、「我是大忠臣也。神靈棄我哉。乞頼神力、風波暫靜。」以鈴投海。然猶風波弥甚、遂著等保知駕島・色都島矣。」

〔19〕『元高麗紀事』〔耽〕〔耽〕にいう。

〔至元九年〕十一月十五日、中書省奏、先奉旨議〔耽〕〔耽〕羅・日本事。臣等同枢密院官詢問、有自南國經由日本來者〔耽〕〔耽〕羅人三名、画到凶本称、日本太宰府等処下船之地、俱可下岸、約用軍二二万、臣等謂若先事日本、未見本国

順逆之情、恐有後詞、可先平訖(耽)〔耽〕羅賊寇、然後若日本国果不放趙良弼等返国、徐当再議、似無後患。又兼(耽)〔耽〕羅国王曾來朝(見)〔覲〕、今叛賊逐其主、(占)扼城郭(扼)其城以乱、〔拳兵討之〕、義当先(平)〔也〕。

(20) 『元高麗紀事』(耽)〔耽〕羅にいう。

至元十年正月四日、左丞相名缺奏、「臣等与察忽議、二月初至三月半、征(耽)〔耽〕羅為宜。」奉聖旨、從之。上又曰、「可令察忽去。」張左丞再奏、「臣等議征(耽)〔耽〕羅軍、將為長者忻都、第二武衛軍鄭也可拔都兒、第三察忽。」又奉旨、「(準)〔準〕。」趙平章等奏「高麗王上言、『欽蒙聖慈、令伐(耽)〔耽〕羅賊寇、若頼上威靈、平定其地、伏望下令官軍、必以殲殄逆種為期、濟州百姓、乞禁其虜掠、置諸生地。』」奉旨、「依奏論之。」四月九日、経略使忻都・史枢及洪茶(邱)〔丘〕等、率兵船大小計一百(令)〔有〕八艘進發、二十八日、攻破(耽)〔耽〕羅、賊党悉平。朝廷於其地立(耽)〔耽〕羅招討司、屯鎮辺軍一千七百人、其貢賦每歲進毛施布百匹。後改為軍民都達魯花赤総管府、尋又改為軍民安撫司。

なお文中「名缺」とある左丞相は忽都察兒フクトクサエで、趙平章は趙璧、張左丞は張恵である。また鄭也可拔都兒エケバドトルは老臣の鄭鼎(一二一五～一二七七)であり、『元史』卷一五四の本伝によれば、雲南での戦功により「也可拔都」の名を賜ったという。武衛軍の名譽職と推測しておく。また『元史』卷二〇八、高麗伝にいう。

(至元十年) 四月、経略使忻都同洪茶丘領兵入海、攻拔耽羅城、禽金通精等、奉詔誅之。

(21) 池内宏『元寇の新研究』(一九三二) 六「趙良弼の日本奉使と高麗に於ける元軍の屯田」、山本光朗「元使趙良弼について」(『史流』四〇号、二〇〇二) 二「高麗に於ける趙良弼」など参照。

(22) 『元史』卷七、世祖紀至元八年二月甲辰(十日) 条にいう。

命忽都答兒持詔諭高麗林衍余党裴仲孫。

(23) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十二年にいう。

・(二月) 辛亥(十七日)、脱朶兒告王曰、「我兵之戍南方者、侵掠州郡、民不聊生、宜遣使安撫。」於是張鑑于慶尚道、朱悅于全羅道、郭汝弼于忠清道。

・(二月) 庚申(二十六日)、以朴之亮為水路防護使、率兵赴慶尚道。

また『高麗史』卷一〇六、張鑑伝にいう。

三別抄叛拠珍島、以鑑得南民心、授慶尚道水路防護使鎮撫之。鑑前後八使上国、不辱君命。

(24) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十二年にいう。

・(三月) 壬申(九日)、三別抄寇合浦、執監務而去。

・(三月) 甲申(二十一日)、三別抄寇東萊郡。

・(四月) 辛丑(八日)、三別抄寇金州。防護將軍朴保与別抄、皆奔入山城、賊縱火剽掠而去。

(25) 忽林赤・王国昌は、趙良弼が日本への遣使を命じられてモンゴルから高麗へ赴く際に、燕京から同行してきた武官であつた。『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十二年正月己卯(十五日)条にいう。

蒙古遣日本国信使・秘書監趙良弼及忽林赤・王国昌・洪茶丘等四十人来。……

(26) 『元史』卷二〇八、高麗伝にいう。

(至元八年) 四月、忻都言、「仲孫稽留詔使、負固不服、乞与忽林赤・王国昌分道進討。」従之。

「詔使」は、詔命による使者趙良弼その人を指すであろう。

(27) 山本光朗「元使趙良弼について」(注(21)) 参照。

(28) 拙稿「元初における日本人の燕京往還」(注(2)) 参照。

(29) 『荀子』彊国篇にも「認認然常恐天下之一合而軋己也」の句が見える。また同じ内容は『漢書』卷二三、刑法志にもあ

り、つぎのようである。

時唯孫卿明於王道、而非之曰、……故雖地広兵彊、鯁鯁常恐天下之一合而共軋己也。

内田智雄編『訳注中国歴代刑法志』（一九六四）参照。同書には翻訳して「だから領土が広く兵が強くても、天下がひとつとなって、自分の国を蹂躪しはしないかと、いつもびくびく心配ばかりしていた」とある。なお四代とは、戦国時代秦の孝公・恵文王・武王・昭襄王という。

(30) 『元史』卷一六〇、参照。東平路教授から薦により世祖初期にモンゴル国政府に仕して翰林<sup>じとち</sup>必奉から翰林侍読<sup>じとち</sup>となり、成宗期に翰林学士、翰林承旨となり致仕した。

(31) 『元史』高麗伝には「八月、忽林赤至高麗、赴鎮辺合浦県屯所。」とある。忽林失と忽林赤とは同音の名前で使用される。この人物の場合、『元史』では忽林赤とするのが通例である。

(32) 『元史』卷一六七、王国昌伝にいう。

(至元) 八年、復遣使入日本、乃命国昌屯於高麗之義安郡以為援。冬十月、卒于軍。

(33) 山本光朗「元使趙良弼について」（注（21））参照。

(34) 『元史』卷二〇八、日本伝、至元九年二月条にいう。

是月、高麗王禎致書日本。五月、又以書往、令必通好大朝、皆不報。

「是月」は当然二月であり、『元高麗紀事』至元九年二月十三日条にいう。

禎致書於日本国王、通好天朝。

『元史』日本伝の「五月」の記事は、高麗国王禎が二月に続いて重ねて日本に対して元朝に通好するよう慫慂したと読みたい。また注（38）参照。これにつき張東翼氏が「元又以書往於日本、令必通好大朝、皆不報。」（『新編高麗史全文』

(二〇二三) 第七冊、一七二頁)と、「元」を主語にして記事を追加しているところには疑問が残る。

(35) 『元史』卷七、世祖紀至元八年十一月乙亥条にいう。

建国号曰大元、詔曰、……。

(36) 『元史』卷七、世祖紀至元九年二月壬辰条にいう。

改中都為大都。

『元史』卷一一九、<sup>バートル</sup>霸突魯伝に「世祖至開平、即位、還定都于燕。」とあり、首都は燕京と称された。また『元史』卷五、

世祖紀至元元年八月乙卯(十八日)条に「詔改燕京為中都、其大興府仍旧。」とある。すなわち首都名は「燕京→中都→大都」と変遷したが、通称また雅称として燕京は常に用いられた。

(37) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年四月庚寅(三日)・甲午(七日)条にいう。

庚寅、日本使還自元、張鐸伴来、宣帝命曰、「訳語別將徐僞・校尉金貯、使日本有功、宜加大職。」於是僞為將軍、貯為郎將。甲午、遣御史康之邵、護日本使、還其国。

(38) 「鎌倉年代記裏書」にいう。

翌年(文永九年)五月、張鐸帰来、高麗牒状又持来。

(39) 池内宏『元寇の新研究』(注(21))参照。

(40) 太田彌一郎「石刻史料「贊皇復原記」にみえる南宋密使瓊林について——元使趙良弼との邂逅」(『東北大学東洋史論集』第六輯、一九九五)参照。

(41) 『元史』卷二〇八、日本伝にいう。

(至元十八年)二月、諸將陞辭。帝勅曰、「始因彼国使来、故朝廷亦遣使往、彼遂留我使不還、故使卿輩為此行。……」

拙稿「モンゴル・元朝に對日遣使と日本の對元遣使」(注(1) 二―2―iii)「元朝の日本使節団に對する評價」参照。

(42) 拙稿「モンゴル・元朝の對日遣使と日本の對元遣使」(注(1) 二―2―ii)「日本の使節団」参照。

(43) 『高麗史』元宗世家元宗十四年三月癸酉(二十日)にいう。

趙良弼如日本、至大宰府、不得入國都而還。

(44) 『元史』卷一五九、趙良弼伝にいう。

(至元)十年五月、良弼至自日本、入見、帝詢知其故、曰、「卿可謂不辱君命矣。」後帝將討日本、三問、良弼言、「臣居日本歲余、觀其民俗、狼勇嗜殺、不知有父子之親・上下之禮。其地多山水、無耕桑之利、得其人不可役、得其地不加富。況舟師渡海、海風無期、禍害莫測。是謂以有用之民力、填無窮之巨壑也、臣謂勿擊使。」帝從之。

(45) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年(至元九)条にいう。

・(三月) 癸酉(十五日)、三別抄余党寇会寧郡、掠漕船四艘。

・(五月) 辛丑(四日)、全羅道按察使報、三別抄寇大浦、掠漕船十三艘。

・(五月) 丁丑(二十日)、三別抄焚掠耽津峴。

・(六月) 戊子(二日)、全羅道指揮使報、三別抄賊船六艘、過安行梁而上、京城洶懼。

・(八月) 壬申(?)、三別抄掠奪全羅道貢米八百石。

・(九月) 戊辰(十三日)、中道按察使報、三別抄寇孤瀾島、焚戰艦六艘、殺船匠、執造船官・洪州副使李行儉及結城・藍浦監務而去。

・(十一月) 己巳(十五日)、三別抄寇安南都護府、執府使孔愉及其妻以去。

(46) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年(至元九)条にいう。

五月戊午朔、以大將軍曹子一為慶尚道〔按〕「安」撫、代朱悅。

(47) 『元典章』新集、刑禁・禁騷擾「革閑官吏僧道、交通贓罪」条にいう。

送刑部議得、外部官吏持守不謹、賄賂交通、徇私敗事、必當嚴定罪名、期於不犯。

(48) 鞫きくは鞫獄、しばしば拷問を伴い、罪を認めさせること。鍛鍊も同様で、『元典章』五四、刑部卷一六「枉勘死平民」条の一節にいう。

當該官吏、並不詳情磨問、止憑誣詞、約會軍官張千戸、將匡十一等、非理鍛煉、屈勘虛招。

(49) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年十月条にいう。

己亥〔十四日〕、洪茶丘殺曹子一。

(50) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十三年五月条にいう。

乙丑〔八日〕、慶尚道按察使執送耽羅賊牒二人。

(51) 『高麗史』卷二七、元宗世家にいう。

・元宗十三年十一月乙亥〔十五日〕、三別抄又寇合浦、焚戰艦二十艘、執蒙古烽卒四人而去。

・元宗十三年十一月壬午〔二十四日〕、三別抄寇巨濟原、焚戰艦三艘、執原令而去。

・元宗十四年正月壬午〔二十八日〕、三別抄寇合浦、焚戰艦三十二艘、擒殺蒙古兵十余人。

(52) 『高麗史』卷二七、元宗世家元宗十四年二月癸丑〔三十日〕条にいう。

以大將軍金伯鈞慶尚道水路防護使、判閣門事李信孫忠清道防護使。

なお慶尚道水路防護使は元宗十二年二月に朴之亮の任命があった。注(23)参照。

(53) 注(19)に同じ。